

徳島県告示第四百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和五年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年九月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

2 9	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷地 の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		徳島環状	徳島市末広二丁目七九番 地先から 同 一地先まで 六九番	新 旧	二七・八〇三・六 二七・八〇二八・九	七七・八 七七・八